

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約

(設置及び目的)

第1条 宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町(以下「関係市町」という。)は、合併した場合における新都市建設基本構想案策定及び基本的な問題等について協議するため、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

- (1) 合併した場合における新都市建設基本構想案の策定に関する事項
- (2) 合併に関わる調査研究に関する事項
- (3) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の議会の代表
- (3) 関係市町の住民の代表
- (4) 京都府職員
- (5) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者等

2 委員は、非常勤とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 1名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第 7 条 協議会は、必要に応じて関係市町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第 8 条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第 2 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、宇治市宇治琵琶 3 3 番地宇治市役所内に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第 10 条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、関係市町が負担するものとし、その負担額は、会議において決定する。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度と同様とする。

(監査)

第 11 条 協議会に監査委員 2 人を置き、会長が委員のうちから会議に諮って選任する。

2 監査委員は、協議会の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 12 条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(その他の財務に関する事項)

第 13 条 この規約に定めがある場合を除くほか、協議会の財務に関しては、会長の属する市又は町の財務に関する手続きの例による。

(解散の場合の措置)

第 1 4 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 1 8 年 7 月 1 0 日から施行する。